

社会教育判例 4

社会体育事故とスポーツ指導者の責任

—社会体育事故判例にあらわれた社会体育指導者の注意義務—

三浦 嘉久*

Sport accidents and the responsibilities of sports promoters

— A study of judicial precedents in sport and recreation 4 —

Yoshihisa MIURA*

Abstract

In this article I examine responsibilities of sports promoters through reviewing about thirty judicial precedents which deal with injuries received during participation in sports or leisure time activities.

Here sports promoters include a variety of persons, namely not only sporting practitioners who are coaches, physical educators, but also sporting administrators who are sports club owners, sporting event practitioners and sport enterprise managers and include both natural persons and artificial persons like voluntary associations, corporations, the national government and local governments.

The concept of the increased scope of sport promoters is necessary in some situations. For they similarly have legal duties to protect sport players from injury.

But more specifically I highlight such problems as liability for injury to popular participants that is inherent in the sporting practitioners.

In case-law-sporting practitioners have three kinds of liability: contract liability, tort liability or criminal liability for sports injuries. The last case is rare.

I review various problems of such civil liability as contract liability and tort liability. Contract liability appears recently in the judicial precedents. And tort liability has many various issues.

I examine the details of tort liability and explore requirement, scope, degree and limitation of legal care without which liability exists.

Finally this article discusses, the duty a participant owes to himself to refrain from reckless misconduct in the course of a sport game. For practitioners liability to participants more or less depends on participants behaviour itself.

KEY WORD: *Sport promoter, legal duty, sporting practitioner, sports accidents, liability, legal care*

*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

はじめに

社会体育事故とは社会人（子どもを含むことがある）のスポーツ活動に関連する事故をいう。それはスポーツ事故の中から学校教育に関連するスポーツ事故を除いたものである。そして社会体育事故判例とは形式的には社会体育事故に関する判例をいう。

本稿では、筆者がこれまで取り上げて検討しその結果を学会紀要その他関係雑誌に発表してきた社会体育事故判例を中心にその他検討中の社会体育事故判例も交えて、判例から導かれたスポーツ指導者の法的責任を検討したものである。

本稿で社会体育指導者とは社会体育におけるスポーツ指導者をいい（以下本稿では単に「スポーツ指導者」という）、また、「スポーツ指導者」とは「スポーツ活動を支援する者であり、それは自然人には限らない。」と広く解している。というのも判例にあらわれたスポーツ指導者というべき者、すなわちスポーツ活動における安全確保に責任を負う者、は単にスポーツ実技を支援（指導を含む）するいわば実践的指導者だけでなく、スポーツ事業の企画実施を行う経営的指導者、社会体育行政における指導者（教育委員会の担当者）なども含み幅広く、また、スポーツ事故においては自然人だけでなく法人、例えばスポーツ関連の団体、国・地方公共団体、も何らかの責任を負うこともあるからである。そこで本稿では各種の団体、国・地方公共団体もスポーツ指導者として扱うことにする。

一 スポーツ指導者の法的責任の意味

責任とは「自己が何等かの言動によりまたは一般的に、道徳的あるいは法的義務を負担している、拘束された状態」¹⁾である。本稿では道徳的責任ではなく「法的責任」が問題である。

スポーツ指導者の法的責任としては一般に民事責任（契約責任、不法行為責任）、刑事責任および行政上の責任が挙げられる。判例には民事責任（契約責任、不法行為責任）を問う事例および刑事責任を問う事例があり、行政上の責任、つまり

スポーツ事故を理由として懲戒処分を受けること、に関する事例はないようである。

法的責任の有無は被告または被告人については各法上の成立要件を充たすかどうかにかかっている。例えば判例で不法行為責任を否定する場合、損害発生との因果関係がないとする事例、違法性がないとする事例、過失がないとする事例などがある。

ところで一般に法的責任といえば、それは通常、訴訟における当事者の一方である被告または被告人について問われこれらの者に限定されることとなる。しかし本稿では法的責任の問題を訴訟において訴外とされる者についても広げて考察することにした。というのも訴外とされる者も訴訟技術上訴外とされるだけで場合によっては被告とされる場合もあり、また、一般的にいえば訴訟に登場する以上法的責任関係の一端を担う者であって、「法的責任者に準ずる者」といえる場合もあるからである。そこで本稿では法的責任とはいわゆる法的責任と道徳的責任の一部である「法的責任に準じる責任」を包含することにする。

二 スポーツ事故における法的責任の主体

判例にあらわれた社会体育におけるスポーツ事故の法的責任の主体は、以下にみるように学校体育におけるスポーツ事故の法的責任の主体に比較して種類が多いようである。

I スポーツ参加者

- 1 鈴鹿カントリークラブ負傷事件（名古屋高裁昭和59年7月17日判決、判例時報1136号80頁）。
被告 競技者。
過失責任（709条） 責任を肯定。

II スポーツ指導者

1 実践的指導者

実践的指導者とはスポーツの実技活動を支援する者である²⁾。ここでスポーツ事故とはスポーツを支援中（指導中を含む）に生じる事故である。なお、職業的な指導者はさらにいわゆる商業スポーツクラブに属する被用者の場合とそうでない

場合が考えられるが、後者に関する判例はないようである。

(1) ボランティア指導者

2 三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件(津地裁昭和58年4月21日判決, 判例時報1083号134頁)。

被告 「四ツ葉子ども会育成会会員」で同「子ども会が計画実施したハイキングにおける引率者」(Y₁-Y₁₀)。

過失責任(709条) Y₁ないしY₃ 責任を肯定, Y₄ないしY₁₀ 責任を否定。

3 津市四ツ葉子ども会児童ハイキング中溺死事件[刑事](名古屋高裁昭和59年2月28日, 判例時報1114号3頁)。

被告人 「子ども会指導者」。

過失致死(刑法210条) 責任を否定。

4 少年剣道会磯遊び溺死事件(札幌地裁昭和60年7月26日判決, 判例時報1184号97頁)。

被告 「ボランティア活動者」。

過失責任(709条) 責任を肯定。

5 中学生サイクリング中転倒死亡事件(大阪高裁昭和55年7月25日判決, 判例タイムズ429号124頁)。

訴外 「無償で京都キリスト教青年会のサイクリング・グループのリーダーをしていた者」。

過失責任(715条) 被用者の過失を否定。

6 社会人空手練習中傷害致死事件(大阪地裁昭和62年4月21日判決, 判例時報1238号160頁)。

被告人 「友人」。

傷害致死罪(刑法205条1項) 成立を肯定。

(2) 職業的指導者

ア 民間非営利団体の職業的指導者

7 東京YMCA会館プール青年溺死事件(東京地裁昭和39年10月27日判決, 判例時報407号44頁)。

訴外 東京基督教青年会財団の体育副主任で水泳未経験者を対象とする講習会を直接指導監督する者。

過失責任(715条1項) 被用者の過失を肯定。

8 「残雪の八ヶ岳縦走」遭難事件(静岡地裁昭和58年12月9日判決, 判例時報1099号21頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会, 1992年10月号, 110-112頁)。

被告 静岡県社会人体育文化協会職員。

過失責任(709条) 責任を肯定。

イ 民間営利団体の職業的指導者

9 長野県高天ヶ原スキー場衝突傷害事件(東京地裁昭和39年12月21日判決, 判例時報393号17頁)。

被告 「スキー場のパトロールに従事する者」。

過失責任(709条) 責任を肯定。

10 硬式テニスクラブ受講者負傷事件(横浜地裁昭和58年8月24日判決, 判例時報1091号120頁)。

訴外 被告会社に「雇われ, テニスクラブのコーチとして受講者の指導に当たっていた者」。

過失責任(715条1項) 被用者の過失を肯定。

11 鈴鹿カントリークラブ負傷事件(名古屋高裁昭和59年7月17日判決, 判例時報1136号80頁)。

訴外 キャディ。

過失責任(715条1項) 被用者の過失を肯定。

12 民間スポーツクラブ鉄棒落下事故事件(東京地裁平成3年10月18日判決, 判例時報1406号51頁)。

被告 「被告会社の従業員としてクラブ会員に対し直接体育実技を指導していたトレーナー」。

過失責任(709条) 過失を肯定。

ウ 公共団体の指導者

13 小学校校区民体育祭競技中児童指切断事件(福岡地裁小倉支部昭和49年10月4日判決, 体育スポーツ安全対策責任質疑応答集5225頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会, 1991年10月号, 123-126頁)。

訴外 「体育指導委員であり, 非常勤の地方公務員」。

過失責任(715条1項) 被用者の過失を否定。

2 経営的指導者

(1) 民間スポーツ団体の経営的指導者

14 「残雪の八ヶ岳縦走」遭難事件(昭和58年12

- 月9日静岡地裁判決, 判例時報1099号21頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会, 1992年10月号, 110-112頁)。
- a 被告 静岡県社会人体育文化協会会長
代理監督者の責任 (715条2項) 裁判所は被告は代理監督者にあたらないとした。
- b 被告 静岡県社会人体育文化協会事務局長。
代理監督者の責任 (715条2項) 責任を肯定。
- 15 民間スポーツクラブ鉄棒落下事事件 (東京地裁平成3年10月18日判決, 判例時報1406号51頁。
被告 「クラブの支配人として被告会社に代わって本件クラブの業務全般につき指揮監督に当たっていた者」。
代理監督者の責任 (715条2項) 責任を肯定。
- 16 子供水泳教室児童負傷事件 (東京地裁平成3年3月5日判決, 判例時報1400号36頁)。
被告 「スイミング教室の総括責任者」。
監督者責任 (715条2項), 代理監督者責任 (715条2項) 責任を否定。
(2) スポーツ行政機関の経営的指導者
- 17 海水浴場女児ゴムボート漂流転落溺死事件 (昭和55年1月31日東京地裁判決, 体育スポーツ総覧・判例1, 529.19頁)。
訴外 「上総湊海水浴場の監視人」。
被用者の過失責任 (715条1項) 責任を否定。
- 18 三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件 (津地裁昭和58年4月21日判決, 判例時報1083号134頁)。
訴外 「県・市各教育委員会社会教育課の職員」。
国家賠償責任 (国家賠償法1条) 公務員の過失を否定。
- 19 水泳クラブコーチ感電死事件 (大阪高裁昭和60年6月26日判決, 判例時報1176号102頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会, 1991年7月号, 70-73頁)。
訴外 被告・控訴人である岸和田市教育委員会担当者や同教育委員会に雇用されていたプールの管理者。
公務員の過失責任 (国家賠償法1条1項) または被用者の過失責任 (715条1項) 責任を否定。
- 20 水泳教室主婦心不全死事件 (浦和地裁昭和60年7月19日判決, 判例時報1167号81頁。研究掲載誌『教育判例読本』教育開発研究所, 1990年12月, 332-335頁)。
訴外 「泳げない人の水泳教室」を共同主催した埼玉県教育委員会・富士見市教育委員会, 担当職員, 指導監視員。
健康診断等を実施する義務 義務を否定, 水泳条件についての配慮義務 責任を否定, 人員の配置, 物的設備 責任を否定, 指導方法及び発見救助態勢 責任を否定 (国家賠償法1条1項, 715条1項)。
- ### 3 責任無能力者の保護者
- 21 子供水泳教室児童負傷事件 (東京地裁平成3年3月5日判決, 判例時報1400号36頁)。
被告 スイミング教室で他の生徒に傷害を負わせた生徒の両親。
監督者責任 (714条1項) 責任を肯定。
- 22 鬼ごっこ中の傷害事件 (昭和37年2月27日最高裁判決, 最高裁判集16巻2号407頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会, 1992年5月号, 56-58頁)。
被告・被上告人 「鬼ごっこ」中学友に傷害を負わせた小学生の両親。
監督者責任 (714条1項) 責任を否定。
- ### 4 スポーツ行政機関・スポーツ団体
- スポーツ行政機関は法人であるが, スポーツ団体には法人である者とそうでない権利能力なき社団または財団とがある。しかし権利能力なき社団または財団に関するスポーツ事故判例は現在のところ見当たらない。
- (1) 不法行為責任を負う法人
- 23 東京 YMCA 会館プール青年溺死事件 (東京地裁昭和39年10月27日判決, 判例時報407号44頁)。
被告 東京基督教青年会財団。
過失責任 (44条) 理事の過失を否定。

- 24 放課後の校庭での野球バット打撲による受傷事件（横浜地裁昭和53年11月24日判決、『学校事故・学生処分判例集』第4巻1315・88頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会，1991年12月号，76-78頁）。
被告 横浜市（学校開放事業の実施者）。
過失責任（709条） 責任を否定。
- (2) 契約責任を負う法人
- 25 子供水泳教室児童負傷事件（東京地裁平成3年3月5日判決，判例時報1400号36頁）。
被告 株式会社東京天理教館（スイミング教室の経営者）。
「安全配慮義務」（契約上の） 責任を肯定。
- 26 トライアスロン競技者死亡事件（大阪高裁平成3年10月16日判決，判例タイムズ775号146頁）。
被告・被控訴人 串本町（トライアスロン大会の主催者）。
「安全配慮義務」（競技に関する契約） 責任を否定。
- (3) 使用者責任を負う法人
- ア 民法715条1項
- 27 東京 YMCA 会館プール青年溺死事件（東京地裁昭和39年10月27日判決，判例時報407号44頁）。
被告 東京基督教青年会財団。
過失責任（715条1項） 責任を肯定。
- 28 長野県高天ヶ原スキー場衝突傷害事件（東京地裁昭和39年12月21日判決，判例時報393号17頁）。
被告 志賀高原観光開発株式会社。
過失責任（715条1項） 責任を肯定。
- 29 硬式テニスクラブ受講者負傷事件（横浜地裁昭和58年8月24日判決，判例時報1091号120頁）。
被告 株式会社日本プレーンシステム。
過失責任（715条1項） 責任を肯定。
- 30 鈴鹿カントリークラブ負傷事件（名古屋高裁昭和59年7月17日判決，判例時報1136号80頁）。
被告 名阪観光株式会社。
過失責任（715条1項） 責任を肯定。
- 31 民間スポーツクラブ鉄棒落下事故事件（東京地裁平成3年10月18日判決，判例時報1406号51頁）。
被告 株式会社ピープル。
過失責任（715条1項） 責任を肯定。
イ 国家賠償法1条1項
- 32 三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件（津地裁昭和58年4月21日判決，判例時報1083号134頁）。
被告 三重県，津市。
国家賠償責任 責任を否定。
- (4) 工作物責任・営造物責任を負う法人
- ア 工作物責任を負う法人
- 33 東京 YMCA 会館プール青年溺死事件（東京地裁昭和39年10月27日判決，判例時報407号44頁）。
被告 東京基督教青年会財団。
所有者の責任 責任を否定。
イ 営造物責任を負う法人
- 34 海水浴場女児ゴムボート漂流転落溺死事件（東京地裁昭和55年1月31日判決，体育スポーツ総覧・判例1，529.19頁）。
被告 富津市（上総湊海水浴場の開設者）。
営造物責任 責任を否定。
- 35 中学生サイクリング中転倒死亡事件（大阪高裁昭和55年7月25日判決，判例タイムズ429号124頁）。
被告・被控訴人 京都市（府道の管理者）。
営造物責任 責任を否定。
- 36 福岡市水泳教室幼児溺死事件（福岡地裁昭和59年8月9日判決，判例時報1149号135頁）。
被告 福岡市（市民プールにおける「母と幼児の水泳教室」の主催者）。
営造物責任 責任を肯定。
- 37 水泳クラブコーチ感電死事件（大阪高裁昭和60年6月26日判決，判例時報1176号102頁。研究掲載誌『社会教育』全日本社会教育連合会，1991年7月号，70-73頁）。
被告 控訴人 岸和田市。
営造物責任 責任を否定。

三 スポーツ指導者の法的責任の内容

1 安全義務の意味と法的根拠

スポーツ指導者の法的責任は、概括すればそれぞれがその行動において持つ他人の身体、生命、健康等に関する注意義務に由来するといえる。

そしてさらにいえばこの注意義務は二つに分類できるようである。一つは実践的指導者および責任無能力者の保護者のスポーツの安全義務であり、もう一つは経営的指導者およびスポーツ行政機関・スポーツ団体のスポーツの条件整備義務である。

本稿では以下スポーツの安全義務を実践的指導者について考察する（責任無能力者の保護者の安全義務およびスポーツ行政機関・スポーツ団体のスポーツの条件整備的性格な注意義務については他日に譲る）。

実践的指導者のスポーツの安全義務はさらに三つの注意義務に分けられるであろう。

最初の二つは民事上の安全義務である。

その一つはスポーツ参加者の身体、生命の安全確保義務（参照、「残雪のハヶ岳縦走」遭難事件）または安全保護義務（参照、民間スポーツクラブ鉄棒落下事故事件）である。これらの注意義務は、参加者のスポーツ活動を指導するスポーツ指導者（狭義の）の不法行為法上の注意義務（民法709条、715条）である。

もう一つは、いわゆる「安全配慮義務」（子供水泳教室児童負傷事件、トライアスロン競技者死亡事件）または「安全保証義務」である。

「安全配慮義務」は、元来、私法上の雇傭契約において使用者が被用者に対して負う付随義務として認められてきた観念である。しかし近年、最高裁判所は昭和50年2月25日第三小法廷判決（民集29巻2号143頁）で安全配慮義務が国と国家公務員との関係においても適用されることを説き右法理を拡張し、さらに「ある特別な法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係」ある場合にもこれが肯定される旨判示し、もはや私法上の雇傭契約に限られなくなった。「現在では、極めて広い範囲の事故において安全配慮義務が問われてお

り、その守備範囲は肥大化する傾向にある。」³⁾といわれている。そして学校事故（学校体育事故）そして社会体育事故もその範囲に包含されるようになってきた。

このような経緯のためか不法行為法上の安全義務は判例上、安全配慮義務と呼ばれない。

第三に、刑法上の安全義務がある。

津市四ツ葉子ども会児童ハイキング中溺死事件 [刑事] では「子ども会指導者」（子ども会の児童ハイキングにおける引率者）の「事故の発生を未然に防止すべき義務」などの安全義務が問題とされている（刑法210条 [過失致死]）。

なお、刑法上の安全義務が問題となった判例は社会体育事故では極めて少なく、他に社会人空手練習中傷害致死事件の1事例があるだけのようにある⁴⁾。

2 契約責任、不法行為責任および刑事責任

契約責任、不法行為責任および刑事責任は注意義務の法的根拠の問題であり、また法的性質の問題として考えることができるのではないだろうか。

従来社会体育事故判例はおよそスポーツ指導者の民事責任、特に不法行為責任を問う事例であり契約責任を追及する事例は最近まで存在しなかった。社会体育事故判例で最も古い判例と思われる東京 YMCA 会館プール青年溺死事件もスポーツ指導者の不法行為責任を問う事例であった。東京 YMCA 会館プール青年溺死事件で裁判所は「水泳未経験者の講習実施について、指導監督の職にある者が、受講者の安全を保ち事故発生を予防するため、当然要求される義務」（過失責任（715条1項）を問う事例。被用者の過失を肯定。）というようにスポーツ参加者の身体の安全等を保護・指導・監督する一般的・抽象的な義務を問題にしている。

しかし近年、社会体育事故判例でも契約上の安全配慮義務を肯定する判例、子供水泳教室児童負傷事件やトライアスロン競技者死亡事件、も現れるようになった⁵⁾。

契約で結ばれ特殊な人間関係のある者の間の注

意義務であり、また、不法行為法上の注意義務は、特殊の關係の有無にかかわらず誰との間にも存在する抽象的一般的な人間關係にある者の間の注意義務であるということを前提にすれば、従来の社会体育事故判例をみると不法行為責任を問う事例が多すぎるようである。すなわち社会体育事故判例の中には特殊な人間關係のある者の問題といて差し支えなく契約責任の事例も少なくなかったにもかかわらず、訴訟においては特殊な人間關係のない者の問題である不法行為責任を問う事例がほとんどである。このことは訴訟技術の問題としてはともかく実定法上の問題としては理解に苦しむところがある。というのもスポーツ活動はこれをめぐりスポーツ指導者を中心にスポーツ参加者などの關係者により一つの社会共同体が成立して行われるのであるからそこにおける人間關係は抽象的一般的なものではなくむしろ具体的特殊的というべく、そこには契約の成立が認められる場合も少なくないのではないかと考えるからである。

次に、社会体育事故判例における刑事責任の問題がある。

第一に、刑事責任では私人間の自由なスポーツ活動に国家権力が直接に介入するという問題がある。社会体育事故判例で刑事責任が問われた事例は2例あるだけのようである。津市四ツ葉子ども会児童ハイキング中溺死事件〔刑事〕では無罪となった。ここでは刑法の謙抑主義が働いたと見る余地があるようである。しかし社会人空手練習中傷害致死事件では有罪かつ実刑の判決が下されている。

第二に、裁判の上では同一の事件も民事裁判と刑事裁判として完全に分離されており、両者の裁判において結果の違うことが起りうる。社会体育事故判例では、昭和51年8月1日、三重県津市の四ツ葉子ども会主催のハイキングにおいて、9歳の児童が川遊び中に深みに落ち溺死した事件で子ども会の指導者Aが刑事責任と民事責任を問われたという事例がある。刑事裁判では名古屋高裁(控訴裁判所)は原判決を破棄して子ども会の指導者Aに無罪を言い渡した(津市四ツ葉子ども会児童

ハイキング中溺死事件〔刑事〕が、民事裁判で子ども会の指導者Aの過失を認め損害賠償を命じる判決を出したので(三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件)、同一事件でありながら刑事判決と民事判決とは結論を異にすることとなった。

両判決は子ども会の指導者Aに「事故の発生を未然に防止すべき義務」を認めている点では共通であるが、刑事判決ではその認定する事実が義務違反ではないとし、民事判決ではその認定する事実が注意義務懈怠であるとしている。

両判決の相違は刑事責任、控訴判決であるが、と民事責任との性質上の相違もあろうが、他に事故の原因そのものについて事実の認定を異にしていることも注目される⁶⁾。

第三に、刑事責任で故意責任を認めた判例としては社会人空手練習中傷害致死事件がある。しかし社会体育事故は過失責任を問う事例が通常であるようで、しかも学校体育事故が業務上の過失に対し単なる過失である。もっとも今後は業務上過失が問われる事例も出てくることは予想されることである。

3 安全義務の存否、内容、程度および限界

第一に、安全義務(注意義務)の存否の問題がある。

社会体育においてはスポーツ指導者はボランティア指導者(有志の指導者)が多く、この場合のスポーツ事故について注意義務はないか、どうか問題となった。

これに対して裁判所は「子ども会活動におけるボランティアの社会的意義をいかに高く評価しても、引率者がボランティアであるとの一事をもって直ちにすべての注意義務を免れるものでない」とした(津市四ツ葉子ども会児童ハイキング中溺死事件〔刑事〕。なお、三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件でも同旨)。

第二に、安全義務(注意義務)の内容の問題がある。

注意義務の内容について、社会体育事故判例ではスポーツ指導者の一般的な注意義務と各事例に

おける具体的な注意義務とに区別して検討すると便利なようである。

判例Ⅰ 一般的な注意義務および具体的な注意義務の内容を判示し、具体的な注意義務懈怠を肯定する事例としては東京 YMCA 会館プール青年溺死事件、三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件、少年剣道会磯遊び溺死事件、「残雪の八ヶ岳縦走」遭難事件などがある。

判例Ⅱ 一般的な注意義務の内容は判示せず、具体的な注意義務の内容を判示してその懈怠を肯定もしくは否定する事例として、民間スポーツクラブ鉄棒落下事故事件、硬式テニスクラブ受講者負傷事件、水泳教室主婦心不全死事件がある。

判例Ⅲ 二つの注意義務の内容を判示していないが、具体的な注意義務懈怠を否定している事例として中学生サイクリング中転倒死亡事件がある。

なお、一般的な注意義務の内容は各スポーツに共通といってよいが、具体的な注意義務の内容はスポーツの種類により多様に分かれる。

第三に、注意義務の程度・水準の問題がある。特にこれは学校体育事故における教職員との比較が問題である。

学校体育における注意義務は学説⁷⁾、判例ともに通常社会体育における注意義務よりも高度であるとされている。この問題については判例では、例えば木曾駒ヶ岳高専山岳部遭難事件と「残雪の八ヶ岳縦走」遭難事件との比較が検討の手がかりとなる。木曾駒ヶ岳高専山岳部遭難事件控訴審判決では「学校行事として行われる登山については、特にその安全の確保が要求され、(略)、学校行事としての登山は、一般の冒険的な登山あるいは同好の士による登山とは異なり、より安全な枠の中で行うべきことが要求され、その危険の回避については、より一層の慎重な配慮が要求されている」

(東京高裁昭和61年12月17日判決、判例時報1222号37頁。下線は筆者)とし、教師に対しより高度の注意義務を要求している。「残雪の八ヶ岳縦走」遭難事件については木曾駒ヶ岳高専山岳部遭難事件よりも「リーダーの注意義務が軽減されるべき同好者の任意参加のケース」⁸⁾とされている。

第四に、注意義務の限界の問題がある。これはスポーツ参加者の自己責任の問題でもある。そこで次の、四で論ずることとする。

四 スポーツ参加者の責任

スポーツ事故の場合これまで述べたスポーツ指導者の責任の他にスポーツ参加者の責任の有無、内容、程度等が問題である。これをスポーツ参加者の自己責任、つまり各人は自己の行為については責任を負うということ、と呼ぶことにする。これは別言すればスポーツ指導者の責任の限界の問題である。

第一にスポーツ参加者はスポーツ事故の法的責任の主体となることがある(鈴鹿カントリークラブ負傷事件)。この場合はスポーツ参加者に自己責任があり、スポーツ指導者の責任の問題ではないことについてさして異論はないだろう。

次に問題は、スポーツ参加者がスポーツ事故の被害者としてスポーツ指導者の法的責任を問う場合である。この場合、スポーツ参加者はただ責任を問うだけで、スポーツ参加者自身になんらの責任もないのかどうか大きい問題なのである。

まず、スポーツ参加者は一般的にいてスポーツ参加によりスポーツ実技活動に伴う危険を引き受けた者である。というのもスポーツにはよくいわれるように多かれ少なかれ危険が伴うし、社会体育では「スポーツという危険な行為をするか否かは、プレーヤの自己決定に委ねられている」⁹⁾からである。ここからスポーツ参加者に自己責任が生ずる。

裁判所は一般にスポーツの競技中に生じた加害行為は「そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するの相当」と述べて「危険の引き受け」という法理を判示した。

この法理はスポーツ競技者間だけでなく競技中でないスキーヤー対スキーパトロール間(スキー場でスキー客が傷害を負った)やゴルフプレーヤ対キャディ間(キャディが傷害を負った)場合¹⁰⁾など、社会体育の参加者ほぼ全体に及ぶものである。ただ、「危険の引き受け」という体育法理は

子どもよりも成人によく当てはまる。子どもは一般にスポーツ競技の危険を予め十分予測し承諾してスポーツに参加するとはいえないからである。

スポーツ参加者が「危険の引き受け」をする以上、スポーツ指導者の安全義務はこの分だけ減少する。すなわちスポーツ指導者の責任に一つの限界が画される。

第二に、スポーツ参加者の自己過失があり、ここからもスポーツ参加者に自己責任が生ずる。この問題は訴訟上被害者の過失、過失相殺などとして論じられる。すなわち、自己過失は民事上の賠償請求において過失相殺として損害賠償額が斟酌されることになるが、このことはスポーツ指導者の責任の程度、量を斟酌することでもある。

本来50%以下であるべき小中学生の学校事故における過失相殺について「一般に比較的厳しい過失相殺がなされており、50%以上のものも少なくありません。」¹¹⁾という指摘がある。学校体育に比し成人が参加する社会体育におけるスポーツ事故の場合、過失相殺率は高くなるはずであり、そのような判例もある。例えば東京 YMCA 会館プール青年溺死事件では9割であり、被害者（満21歳）の自己過失が大きく斟酌されている。また、被害者の自己過失があり、旅行者によりなされるハイキングツアーなどの「業として行われる団体活動」でなく「無償の奉仕活動によって支えられている子供会活動の一環として実施された」場合である三重県津市子ども会児童ハイキング中溺死事件では8割であり、高いことが注目される。

しかし被害者（満23.9歳）の過失を認めなかった判例（長野県高天ヶ原スキー場衝突傷害事件）もある。これはスポーツ指導者の責任をより重くみただけであろう。同様にスポーツ指導者の責任を重く見る判例に「残雪のハヶ岳縦走」遭難事件がありここでは過失相殺率3割、民間スポーツクラブ鉄棒落下事故事件では2割である。

むすび

学校体育事故に関するスポーツ指導者の法的責任についての法理、学校体育法理、は、そのままでは社会体育事故に関するスポーツ指導者には妥

当しない¹²⁾。ここで法理、判例理論とは“一定の法律問題に関する数多くの判例（結論命題）の基底にあってこれらをうみだしているところの裁判所の一般的な法的な考え方のこと”¹³⁾である。

社会体育事故に関するスポーツ指導者の法的責任については学校体育法理と区別される法理、社会体育法理、が妥当すべきである。そしてその社会体育法理は色々な社会体育条理¹⁴⁾によって根拠づけられるべきものである。社会体育条理で最も重要な前提は、社会体育におけるスポーツ参加者は学校体育におけるスポーツ参加者が責任能力（被害者の過失における）、すなわち「損害の発生をさけるのに必要な注意をする能力」¹⁵⁾が不十分な子ども（児童生徒）であるのに対しこのような責任能力を十分に持っている（はずの）社会人、特に成人であることおよび社会体育の場合は学校体育の場合と異なりスポーツ参加者は自己の自由意思に基づいてスポーツに参加するという問題である。

次に、スポーツ指導者の法的責任はスポーツ指導者の責任はスポーツを行う者の自己責任との相関関係で決定されるといってよいであろう。換言すればスポーツ指導者の法的責任はスポーツ参加者の自己責任によって限界が画されることになる。このことはスポーツ活動がこれをめぐる関係者、スポーツ指導者やスポーツ参加者等により一つの共同体が成立して行われそこに互いの信頼関係が充満して進められることを考えれば当然ともいえよう。

残された問題の一つにスポーツ参加者の自己「責任能力」をどのようにみることがある。社会体育事故では「被害者を含めて競技者自身も一般社会人のスポーツ愛好者としての一定の判断力を十全に具備したものであることが前提とされ、かつ期待されてもいる」¹⁶⁾という。このような前提が判例上認められているからであろう、判例ではスポーツ参加者に「十全」な自己「責任能力」があるとしてこれによりスポーツ指導者の具体的な注意義務の存否をしばしば決定している。

例えば水泳教室主婦心不全死事件で裁判所は「各自が自己の健康状態と水泳のもつ危険性につ

いて、認識する能力を有している」などと判示してスポーツ指導者の「健康診断等の義務」の存在を否定している。トライアスロン競技者死亡事件では「このような競技会の主催者としては、参加者の水泳技能、注意力、判断力を前提に、その安全性を配慮すれば足りる」としこの事案では「ウェットスーツ着用に対する配慮義務」は存在しないとされた。また、中学生サイクリング中転倒死亡事件では参加者（12歳の男子中学生）は、「自主的に判断したうえ自己の判断に従い適確に行動することができる能力を有していたものと通常考えられる」からとしてスポーツ指導者の過失を否定している。

しかし裁判所においてスポーツ事故における被害者であるスポーツ参加者を社会体育について一律に責任能力を定めその存在を前提として、スポーツ指導者の注意義務の存在を決定していることは妥当であろうか。というのも生涯スポーツの時代とかみんなのスポーツが標榜されるようになった今日、スポーツが広く民衆化したことに伴いスポーツ参加者の自己「責任能力」もその高低が著しくなったからである。つまり、全てのスポーツ参加者に一律に十全な自己「責任能力」の存在を前提しかつ期待することは困難となり、他面、スポーツ参加者の競技力も高度化しこれに伴い指導者の注意義務を高度化すべき問題も惹起しているからである。

註

- 1) 田中耕太郎『教育基本法の理論』1961, 有斐閣, 111頁。
- 2) ここでキャディが問題となるが実践的指導者に含めた（「ゴルフ場における競技者を援助する立場にある」とする判例がある。鈴鹿カントリークラブ負傷事件）。
- 3) 星野雅紀「安全配慮義務とその適用範囲について」判例タイムズ457号, 11頁。
- 4) 学校体育事故では有名な朝日連峰高校生遭難事件（山形地裁昭和49年4月24日判決, 判例時報755号39頁）、宮崎県青井岳キャンプ場中学生溺死事件（福岡高裁宮崎支部昭和44年3月4日判決, 体育スポーツ総覧・判例1, 666頁）などいくつかの事例があり、ここでは刑法211条【業務上過失致死傷】が問題である。
- 5) 学校体育事故判例（そして学校事故判例）では山形地

裁昭和52年3月30日判決（判例時報873号83頁）が安全配慮義務を肯定したのが最初の判例のようである。

- 6) 事故の原因そのものについて、刑事判決と民事判決が事実の認定を異にする事例としては学校体育事故判例であるが、名古屋高裁昭和36年1月24日判決, 判例時報263号7頁, 津地裁昭和41年4月15日判決判例時報446号23頁がある。
- 7) 今村成和「学校事故と損害賠償」有倉遼吉教授還暦記念論文集刊行委員会編『教育法学の課題』1974, 総合労働研究所, 355頁。
- 8) 潮海一雄「都立工業専門学校の山岳部の活動として行われた春山登山中に発生した雪崩による死亡事故につき引率指導者の過失が認められた事例」判例時報1239号, 195頁。
- 9) 山田卓生『私事と自己決定』1987, 日本評論社, 179頁。
- 10) スキーヤー対スキーパトロール間について長野県高天ヶ原スキー場衝突傷害事件, またゴルフプレーヤ対キャディ間について神戸地裁伊丹支部昭和47年4月14日判決, 判例時報682号52頁がある。
- 11) 本宮高彦他著『学校事故の法律相談』1981, 学陽書房, 144頁。
- 12) 参照, 小林美代子「子ども会活動と引率社の責任」『ジュリスト』No813, 44頁。
- 13) 中野次雄編『判例とその読み方』1986, 有斐閣, 69頁。
- 14) 社会体育法理および社会体育条理については, 参照, 拙稿「社会体育判例研究の意義と方法—スポーツ事故判例をめぐって—」『日本社会教育学会紀要No29』1993, 97-99頁。
- 15) 加藤一郎『法律学全集22・不法行為』1957, 有斐閣, 247頁。
- 16) 山本隆司「ゴルフ場において、競技者が後続競技者の打球を背中に受けて負傷した事故につき、後続競技者とゴルフ場を経営する会社の双方に責任があるとされた事例」判例時報1148号, 193頁。

（本稿は日本スポーツ法学会第1回大会「自由研究発表」において発表した原稿を多少割愛したものである。なお：「自由研究発表」で発表した原稿は日本スポーツ法学会紀要に投稿するにあたり大幅に縮小したので、本稿はこれに増補・加筆し「自由研究発表」原稿にほぼ復した。）